

## 議案第 6 号

# 令和 5 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和 5 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 5, 5 7 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,518
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,518
2 繰 越 金		36,012
	1 繰 越 金	36,012
3 諸 収 入		27,041
	1 貸 付 金 元 利 収 入	26,991
	2 雑 入	50
歳 入	合 計	65,571

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 65,571
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	65,571
歳 出	合 計	65,571

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	令和6年度から 令和10年度まで	千円 63,516